

平成 29 年度

第 1 回水戸市高齢者保健福祉推進協議会 次第

日 時 平成 29 年 7 月 13 日 (木) 午後 2 時～
場 所 水戸市役所本庁舎前議会臨時庁舎
2 階 全員協議会室

1 開 会

2 議 事

- (1) 水戸市第 7 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針について
- (2) 団体ヒアリングについて
- (3) その他

3 閉 会

配付資料

次 第

水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例

水戸市高齢者保健福祉推進協議会委員名簿

資料1 水戸市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針

水戸市高齢者保健福祉推進協議会 委員名簿

(委嘱期間 平成27年9月25日～平成29年9月24日)

	団体名	氏名	備考
1	水戸市医師会 会長	原 毅	
2	水戸市医師会 理事	山田 裕之	
3	水戸市歯科医師会 副会長	薄井 稔	
4	水戸薬剤師会 副会長	山本 大	
5	水戸市保健推進員連絡協議会 会長	田上 恵子	
6	茨城県看護協会 常任理事	大槻 解子	
7	水戸市社会福祉協議会 常務理事	秋葉 欣二	
8	水戸市民生委員児童委員連合協議会 副会長	杉下 赫子	
9	水戸市高齢者クラブ連合会 会長	佐々木 国雄	
10	水戸市老人福祉施設連絡会 理事長	武藤 邦彦	
11	水戸市住みよいまちづくり推進協議会 常任理事	金成 滋	
12	水戸市地域女性団体連絡会 副会長	林 由香里	
13	水戸商工会議所 女性会会長	高島 和子	
14	水戸女性フォーラム 会計	清野 美代子	
15	三の丸こだまの会 副会長	池田 清美	
16	茨城大学人文学部 講師	土屋 和子	
17	水戸市国民健康保険運営協議会		※9月に新委員推薦予定
18	水戸市議会 副議長	木本 信太郎	
19	水戸市議会 議員	綿引 健	
20	水戸市議会 議員	袴塚 孝雄	

○水戸市高齢者保健福祉推進協議会条例

平成10年3月24日

水戸市条例第2号

(設置)

第1条 高齢者の総合的な保健福祉の向上を図るため、水戸市高齢者保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者保健福祉施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 老人福祉計画に関すること。
- (3) 老人保健計画に関すること。
- (4) 介護保険事業計画に関すること。
- (5) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、関係機関、団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において行う。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

水戸市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定基本方針

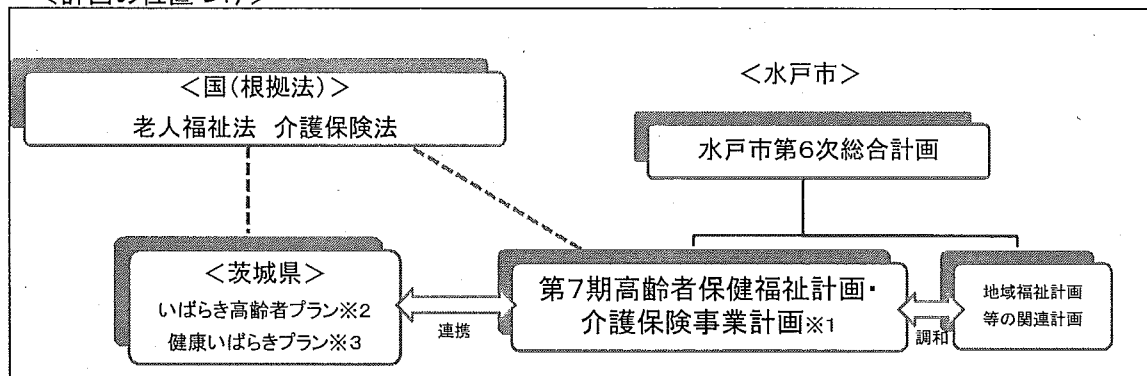
1 計画策定の趣旨

我が国は、国民の4人に1人以上が高齢者となる超高齢社会（2016（平成28）年10月1日現在27.3%）となり、今後、2025（平成37）年には、いわゆる団塊世代が75歳以上となるとともに、高齢者数の更なる増加が見込まれています。このような中、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築していくことが重要です。

この状況に対し、国は、医療・介護など社会保障の改革の道筋を示すため、2013（平成25）年に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（プログラム法）」を制定し、以降、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を図るための介護保険法等の改正を行っています。

本市においては、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するとともに、介護保険事業の安定的な運営を図るため、水戸市第6次総合計画を上位計画とし、水戸市地域福祉計画等の関連計画との調和を図りながら、3年を1期とする水戸市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しています。今回、高齢化の更なる進行等による社会情勢の変化や、これに伴う国の制度改正等を見据えながら、高齢者が安心して暮らせる地域社会を目指して第7期の計画を策定するものです。

<計画の位置づけ>



※1 高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）及び介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして作成されなければならないもの。

※2 いばらき高齢者プランは、老人福祉法第20条の9第1項の規定による茨城県高齢者福祉計画及び介護保険法第118条第1項の規定による茨城県介護保険事業支援計画の総称のこと。

※3 健康いばらきプランは、県民がともに支え合いながら、生涯を通じて健康で明るく元気に暮らせる社会の実現を目指して、県や関係者等が取り組むべき施策や目標を策定した計画のこと。

2 計画策定の基本的姿勢

本市の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、医療、介護、予防、生活支援、住まいに係る各種サービスの充実と合わせ、高齢者が地域において共に支え合い、生きがいを持って暮らすことができる社会の実現を目指し、次に掲げる事項について計画を策定します。

あわせて、計画期間（2018（平成 30）年度からの3年間）における介護保険サービス量を推計し、適正な介護保険料を定めます。

また、新たな計画の策定においては、国の制度改正や県が策定する「いばらき高齢者プラン」等の各種計画との整合性の確保を図ります。

(1) 介護予防と生きがいづくりの推進

健康長寿社会の実現を目指すためには、高齢者がいつまでも健康で、自立した生活を続けられることが必要です。そのため、高齢者の健康づくりをサポートする介護予防や生活支援の取組を充実するとともに、高齢者自身がこれらの取組の担い手となって活躍する環境づくりを推進します。

また、地域貢献活動や社会活動等への参加促進による生きがいづくりを推進するほか、長寿を称えるための各種事業を実施し、高齢者を敬い、大切に作る心の醸成を図ります。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせる環境の実現

支援が必要な高齢者やその家族などが抱える多様で複雑な生活課題に対応するため、相談支援体制の充実に努めるとともに、地域包括支援センターをはじめ、地域住民やボランティア、各種団体等が地域ぐるみで高齢者を見守り・支え合うネットワークづくりを推進します。

また、高齢者にとって暮らしやすい住まいの確保や移動支援策の充実に努めるとともに、交通安全や防災・防犯に対する備えを強化し、安心・安全な暮らしを支えます。

(3) 認知症施策の総合的な推進

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができる優しい社会を実現するため、認知症の正しい知識の普及や予防活動の強化、初期集中支援体制や家族に対する支援の充実に加え、成年後見制度の利用を促進するなど、認知症施策を総合的に推進します。

(4) 介護・福祉サービスの充実

高齢者が必要なときに必要なサービスが受けられるよう、介護保険を中心としたサービス基盤の確保に努めるとともに、介護サービスの質的向上などによる介護保険の適正な運営を図ります。

また、在宅医療を必要とする高齢者への支援の強化に向け、医療機関と介護サービス事業所等の連携を推進します。

3 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

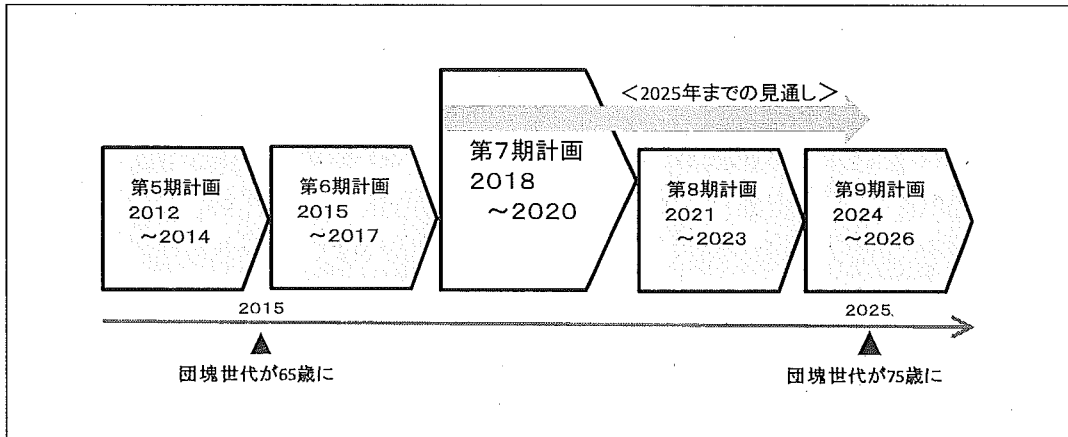
本市の課題やこれまでの取組状況、人口推計、各種調査等の分析結果、重点化を図る項目等を踏まえ、国が定める指針に基づき、長期的な視点に立って目指す姿及び施策の基本的方向、介護保険サービス量等について定めます。

(2) 計画の期間

2018（平成30）年度から2020（平成32）年度までの3か年とします。

なお、介護保険に係るサービス及び給付の水準については、いわゆる団塊世代が75歳以上となる2025（平成37）年までの推計を行います。

<2025（平成37）年を見据えた計画の策定>



4 計画策定の体制等

計画の策定に当たっては、積極的な市民参加を図るとともに、計画の内容がさまざまな分野にわたることから、次の組織において計画づくりを進めます。

(1) 市民参加

① 水戸市高齢者保健福祉推進協議会

各種市民団体、学識経験者、保健・福祉・医療の専門家等で構成される水戸市高齢者保健福祉推進協議会を開催し、計画内容等の審議を行います。

② 団体からのヒアリング

保健・医療・福祉に係る各種団体からヒアリングを行い、計画に反映します。

③ 各種調査

高齢者及び家族に対して、介護保険サービスの利用、日常生活の状況等について実施した水戸市高齢者日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を計画策定の基礎資料とします。

④ 意見公募手続

広く市民の意見を計画に反映させるため、意見公募を実施します。

(2) 庁内組織

① 庁議, 政策会議

庁議は, 計画(案)に係る重要事項について審議し, 計画を決定します。

政策会議は, 意見公募手続にかける計画(素案)を決定します。

② 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討会

関係課長等で構成する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討会は, 計画(素案)及び計画(案)の策定作業を行います。

③ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討班(ワーキングチーム)

介護保険課・高齢福祉課の職員で構成する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討班は, 関係業務内容の整理・集約・分析等により, 計画(素案)の策定作業を行います。

5 策定スケジュール

別紙のとおり

【参考】

意見を聴く会等実施団体名簿(予定)

(1) 意見を聴く会

	団体名
1	水戸市保健推進員連絡協議会
2	水戸市社会福祉協議会
3	水戸市民生委員児童委員連合協議会
4	水戸市高齢者クラブ連合会
5	水戸市住みよいまちづくり推進協議会
6	水戸市地域女性団体連絡会
7	水戸商工会議所
8	水戸女性フォーラム
9	三の丸こだまの会

(2) 個別ヒアリング

1	茨城県ケアマネジャー協会(みとケアマネジャー協会)
2	介護労働安定センター茨城支部
3	水戸市老人福祉施設連絡会